

令和 7 年 5 月 2 6 日

第 5 回加須市農業委員会総会議事録
(公開用)

加須市農業委員会

第5回 加須市農業委員会総会議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について

議案第3号 農地法第5条の規定による許可後の計画変更申請について

議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について

議案第5号 農地中間管理事業の推進に関する法律第18条に係る農用地利用
集積等促進計画の決定について

報告第1号 農地法第3条の3第1項の規定による届出書について

報告第2号 農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出書について

報告第3号 農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出書について

報告第4号 農地法第18条第6項の規定による通知書について

招集年月日	令和7年5月26日				招 集 場 所	市民プラザかぞ 多目的ホール			
開会の日時	午後2時00分				閉会の日時	午後3時58分			
会 長	小 川 達 男				職 務 代 理	松 本 昇			
議 席	委 員 氏 名	出	欠	議 席	委 員 氏 名	出	欠		
1	高 橋 雅 一	○		9	小 山 治 延	○			
2	久 保 文 夫	○		10	須 藤 秀 夫	○			
3	瀬 下 京 子	○		11	関 弘 明	○			
4	山 岸 和 男	○		12	松 本 昇	○			
5	嶋 村 淨	○		13	中 島 利 雄	○			
6	金 子 勇 一	○		14	小 川 達 男	○			
7	小 川 達 夫	○		15	小 坂 実	○			
8	松 本 榮 次郎	○							
				加須市農業委員会事務局					
				局 長 野 崎 修 司					
				次 長 前 島 勝 己					
				主 幹 渡 辺 昌 也					
				主 幹 野 崎 浩 次					
				主 査 大 熊 健太郎					
				主 任 福 地 英 昌					

開会 午後 2時00分

○局長（野崎修司君） 「あいさつ さわやか かぞのまち」、皆様、こんにちは。

定刻前でございますけれども、皆様おそろいになりましたので、これより令和7年第5回の加須市農業委員会総会を始めさせていただきます。



◎開会の宣告

○局長（野崎修司君） 初めに、松本職務代理より開会のご挨拶をお願いいたします。

○職務代理（松本 昇君） 皆様、こんにちは。職務代理の松本です。

委員各位におかれましては、ご多忙の中、ご出席いただきまして、誠にありがとうございました。

今、毎日、テレビ、新聞、ラジオを聞くと、米、米、米ということで毎日ニュースになっていまして、非常に今は米の関係で、ニュース関係が進んでおります。

それでは、これより令和7年第5回加須市農業委員会総会を開会いたします。



◎会長挨拶

○局長（野崎修司君） ありがとうございました。

続きまして、小川会長さんからご挨拶いただきます。

○会長（小川達男君） 皆様、こんにちは。

昨日、第75回全国植樹祭が秩父のミューズパークで開催されまして、私も出席してまいりました。

10種類以上の苗木が5,000本用意されておりまして、私はその中のイロハモミジを2本ばかり植樹してまいりました。立派に育つことを期待しております。

午後からは三部構成の記念式典が開催されまして、「人・森・川 つなげ未来へ 彩の国」というテーマの下、3,500名の出席の下、盛大に行われてまいりました。私もその式典を見ながら、改めまして植樹をし、その後、利用する活事が大事だということを改めて

認識してまいった次第でございます。

さて、本日も多数の案件があります。皆様方のご協力の下、進行できればというふうに思っております。

簡単ですが、私の挨拶といたします。よろしくお願いします。

○局長（野崎修司君） ありがとうございました。

————— ◇ —————

◎出席委員数の報告

○局長（野崎修司君） 本日の総会でございますけれども、現在、委員の皆様全員のご出席をいただいておりますことをご報告申し上げます。

————— ◇ —————

○局長（野崎修司君） ここで、皆様方にお配りしております資料に訂正がございますので、事務局よりご説明を申し上げます。

○事務局（前島勝己君） すみません、失礼します。

それでは、訂正が3点ございます。

まず、議案書3ページをご覧ください。

地区名ですが、8番が田ヶ谷地区となっております。これは騎西地区に訂正をお願いします。「下崎」は、騎西地区となりますので「騎西」に訂正となります。

それから9番が田ヶ谷地区となっておりますが、下崎、上崎、内田ヶ谷が案件になっておりますので、これは「騎西・田ヶ谷」となりますので、「騎西・」を田ヶ谷の前にご記入いただければと思います。

それから、議案書の8ページになります。

農地法5条の許可後の計画変更申請ですが、これは以前に車両置き場で許可を取っておりまして、想定以上にぬかるんでいるということで土を追加で入れたいということです。こちらの平面図を、追加で皆さんにお配りさせていただいております。こちらが添付されておりましたので、改めて添付させていただきました。

訂正については以上です。

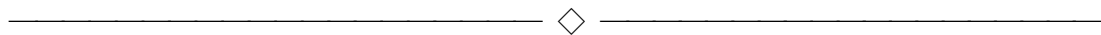
あと連絡事項です。もっと早くお伝えすればよかったのですが、加須市役所は、5月1日から11月末までクールビズになっていますので、ネクタイをされている方、結構いらっしゃいますけれども、ノーネクタイでも大丈夫ですのでご連絡いたします。

以上となります。

○局長（野崎修司君） それでは、訂正事項につきましてはご確認いただきたいと思います。

それでは、これより議事に入らせていただきます。

以降の進行につきましては、小川会長、よろしくお願いいたします。



◎議事録署名委員の指名

○会長（小川達男君） それでは、よろしくお願いいたします。

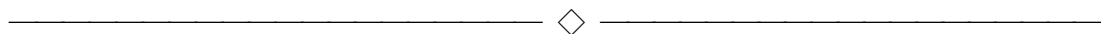
日程第1、議事録署名委員の指名を行います。

議事録署名委員に

11番、関 弘 明 委員及び

12番、松 本 昇 委員

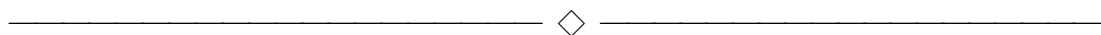
の両委員を指名いたします。



◎取下願の報告

○会長（小川達男君） 議事に入る前に、2件の取下願が提出されております。

本日の議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」のうち、議案書1ページの1番、加須地区の案件及び議案第4号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」のうち、議案書10ページの5番、水深地区の案件については、取下願が提出されておりますので、本日の議案から除かれますことをご報告いたします。



◎議案第1号の上程、説明、質疑、採決

○会長（小川達男君） それでは、日程第２、議案第１号「農地法第３条の規定による許可申請について」の１２件を議題といたします。

初めに、２番の大桑地区の案件について、事務局より説明をお願いします。

○事務局（渡辺昌也君） ご説明いたします。

位置図２ページをご覧ください。

本案件は、譲受人が売買により所有権移転で、必要添付書類が整えられております。

また、譲受人は経営規模拡大を図るため、譲渡人は経営規模縮小のための申請となっております。

なお、譲受人の営農計画書において賃借により農機具を借り受けることの確認や蓮田市での経営状況から判断し、取得後の耕作についても特に問題はないと思われます。

以上です。

○会長（小川達男君） ただいま事務局より説明ありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○２番（久保文夫君） ２番、久保です。

５月１８日、推進委員の梅田さんと野本さん及び譲受人で代理人の さんの４人で現地調査並びに聞き取り調査を行いました。

申請地は加須市と の境目で、太陽光発電システムが立ち並ぶ地域の東の外れにあり、その隣の 店駐車場の間に位置する４６０平米の農地で、幅４メートルから８メートルの南北に細長く整地した状態でした。

譲渡人の代理人で父親でもある さんは、申請地の所有者で譲渡人である さんから売買の話を持ちかけられたため、今回の申請となったとのことでした。

翌日、電話で さんに売買の理由等をお聞きしたところ、空いている農地は耕しているだけですが、この申請地は何年もその場所に行かず、気がついたら草木が生え、隣の 店の駐車場に覆い被さり迷惑をかけた状態で、また、その西側にある太陽光パネルにも迷惑をかけていたときに売買の話を代理人の さんに持ちかけて了解が得られたものとのことでした。

代理人は、自分の子供である譲受人の さんと共に、この申請地に野菜や果樹などを作っていきたいと話していました。

ちなみに、申請地の西側の太陽光パネルは、譲受人の さんが所有しているものです。

これらのことで、周辺の農地や施設に影響はないものと思われます。

本件の申請につきましては、申請書面及び聞き取り調査から許可相当と判断してまいりました。ご審議のほどよろしくお願ひしたいと思ひます。

○会長（小川達男君） ありがとうございます。

本件について、ご質疑、ご意見等がありましたらお聞かせください。

（「ありません」と言う人あり）

○会長（小川達男君） 質疑、ご意見はないようですので、採決いたします。

2 番の大桑地区について、原案のとおり許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（小川達男君） 挙手全員でありますので、許可とすることに決定をいたします。

次に、3 番及び 4 番の水深地区の案件については、関連がありますので、一括して事務局より説明をお願いします。

○事務局（渡辺昌也君） ご説明いたします。

3 条の 3 番と 4 番は、譲受人が同一で関連がございますので、一括にてご説明いたします。
位置図 3 ページをご覧ください。

両案件は、売買による所有権移転で、必要添付書類が整えられております。

また、両案件とも、譲受人は経営規模拡大のため、譲渡人は営農規模縮小のための申請となっております。

なお、譲受人の農機具の保有状況や経営状況から判断し、取得後の耕作についても特に問題ないと思われます。

以上です。

○会長（小川達男君） ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○9 番（小山治延君） 9 番、小山です。

5 月 1 9 日、増川推進委員と現地調査及び聞き取りに行ってきました。現地はきれいに管理されておりました。

譲受人の さんにお聞きしたところ、譲渡人の さん、 さんは高齢で、足腰が弱ってきてお米を作ることが難しくなり、今回の申請になりました。

許可相当と判断してまいりました。ご審議のほどよろしくお願ひします。

○会長（小川達男君） ありがとうございます。

本件について、ご質疑、ご意見等がありましたらお聞かせください。

どうぞ。

○5番（嶋村 淨君） 面積なんですけれども、 が992平米で、 が1,774で、何か地図上だと同じぐらいに見えるんですけれども、間違っていないか、地図のほうが。

○事務局（前島勝己君） 事務局です。

すみません、この位置図上ですと、同じような区画で面積も同じに見えるのですが、実際は 番地のほうがもうちょっと小さい区画となっておりますので、面積的には間違いございません。

以上です。

○5番（嶋村 淨君） 分かりました。すみません。

○事務局（前島勝己君） ここの真ん中の線が、 よりにもうちょっと移動し1対2ぐらいの割合になる感じです。

○5番（嶋村 淨君） この辺の田んぼ、大体分かるから……。

○会長（小川達男君） ほかにありますか。

（「ありません」と言う人あり）

○会長（小川達男君） ないようですので、採決いたします。

初めに、3番の水深地区について、原案のとおり許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（小川達男君） 挙手全員でありますので、許可とすることに決定をいたします。

次に、4番の水深地区について、原案のとおり許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（小川達男君） 挙手全員でありますので、許可とすることに決定をいたします。

次に、5番の水深地区の案件について、事務局より説明をお願いします。

○事務局（渡辺昌也君） ご説明いたします。

位置図4ページをご覧ください。

本案件は、売買による所有権移転で、必要添付書類が整えられております。

また、譲受人は営農規模拡大のため、譲渡人は営農規模縮小のための申請となっております。

なお、譲受人の農機具の保有状況や経営状況から判断し、取得後の耕作についても特に問

題ないと思われます。

以上です。

○会長（小川達男君） ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○9番（小山治延君） 9番、小山です。

5月19日、増川推進委員と現地調査及び聞き取りに行ってきました。現地はきれいに管理されていました。

譲渡人の さんにお聞きしたところ、譲受人の さんは昔からの知人の方で、お米の作付面積を増やしたいと相談されて、今回、土地の売買になりました。

許可相当と判断してまいりました。ご審議のほどよろしくお願いします。

○会長（小川達男君） ありがとうございます。

本件について、ご質疑、ご意見等ありましたらお聞かせください。

（「ありません」と言う人あり）

○会長（小川達男君） ご質疑、ご意見はないようですので、採決いたします。

5番の水深地区について、原案のとおり許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（小川達男君） 挙手全員でありますので、許可とすることに決定をいたします。

次に、6番の樋遣川地区の案件について、事務局より説明をお願いします。

○事務局（渡辺昌也君） ご説明いたします。

位置図5ページをご覧ください。

本案件は、贈与による所有権移転で、必要添付書類が整えられております。

また、譲受人は経営規模拡大及び自宅の周りであるため、譲渡人は耕作不能であるための申請となっております。

なお、譲受人の農機具の保有状況や経営状況から判断し、取得後の耕作についても特に問題ないと思われます。

以上です。

○会長（小川達男君） ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○10番（須藤秀夫君） 10番、須藤秀夫です。

5月20日に、地区担当委員の寺田薫さん、森博司さんの3人で現地調査を行ってまいり

ました。

譲渡人の代理人であります さんに現地対応をしていただきました。譲渡人の さんは、現在 に住んでおり、これまでの耕作は中間管理機構を通して農地を管理してきましたが、将来のことを考えると後継者はなく、農地を維持管理するのが難しいとのことでした。

譲受人の さんは、案件の土地が自宅の周りにあるため譲り受けるということです。農地の管理は、今までと同じく中間管理機構を通して耕作をしていくとのことでした。

現地を確認したところ、案件の土地は さん宅を囲むようになっており、譲り受けることにより耕作放棄地を未然に防ぐことにもなりますので、有効利用できると思います。

このようなことから、本件申請は、状況を確認した結果、許可相当と判断をいたしました。ご審議のほどよろしく願いいたします。

○会長（小川達男君） ありがとうございます。

本件について、ご質疑、ご意見等がありましたらお聞かせください。

（「ありません」と言う人あり）

○会長（小川達男君） ないようですので、採決いたします。

6 番の樋遣川地区について、原案のとおり許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（小川達男君） 挙手全員でありますので、許可とすることに決定をいたします。

次に、7 番の不動岡地区の案件について、事務局より説明をお願いします。

○事務局（渡辺昌也君） ご説明いたします。

位置図 6 ページをご覧ください。

本案件は、譲受人が贈与により所有権移転で、必要添付書類が整えられております。

また、譲受人はこれまでも耕作しており、今後においても耕作していくため、譲渡人は農業に従事しておらず、今後においても耕作していく予定がないための申請となっております。

なお、譲受人の農機具の保有状況や経営状況から判断し、取得後の耕作についても特に問題ないと思われます。

以上です。

○会長（小川達男君） ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○7 番（小川達夫君） 7 番、小川です。

この案件につきましては、5月17日に、儘田推進委員さんと一緒に現地を確認した後、
さん、 さんを訪問して事情を確認してまいりました。

まず、現地は新しいバイパスのへりの三角地ということで、バイパスに用地を取られた残り
ということで、現在は畑になっておりまして、野菜を数種類作付しておりまして、大変管
理された土地にありました。

まず、 さんと さんにつきましてはきょうだいで、 さんがお兄さん、 さん
が弟で、 さんのほうが、この のほうに所帯を持って、今、 を行っております。
現地の下にある「 」と書いてあるところが さんの自宅で、その下が ございま
す。現在は、お兄さんの土地に自分が野菜を作って管理をしているという状態でした。

お兄さんは で、またこちらも を経営しておりまして、 もやっておる大変多忙
な方でありまして、とても土地を管理できないということでございますので、ちょうど弟が
作っているところを弟に贈与するということで両者が合意したということです。

何ら問題ないと思料してまいりました。ご審議よろしく願いいたします。

○会長（小川達男君） ありがとうございました。

本件について、ご質疑、ご意見等がありましたらお聞かせください。

（「ありません」と言う人あり）

○会長（小川達男君） ないようですので、採決いたします。

7番の不動岡地区について、原案のとおり許可とすることに賛成の方は挙手をお願いしま
す。

（挙手全員）

○会長（小川達男君） 挙手全員でありますので、許可とすることに決定をいたします。

次に、8番の騎西地区の案件について、事務局より説明をお願いします。

○事務局（渡辺昌也君） ご説明いたします。

位置図7ページをご覧ください。

本案件は、贈与による所有権移転で、必要添付書類が整えられております。

また、譲受人は経営規模拡大のため、譲渡人は営農規模縮小のための申請となっております。

なお、譲受人の農機具の保有状況や経営状況から判断し、取得後の耕作についても特に問
題ないと思われます。

以上です。

○会長（小川達男君） ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○11番（関 弘明君） 11番の関です。

5月19日月曜日に推進委員の清水さんと増田さんの3人で現地確認を行ってまいりました。案内と聞き取りは、本申請の代理人であります さんに対応していただきました。

譲渡人の さんは、本件農地を相続で取得したところですが、住所は ということので耕作ができないため、申請地の近くに住む知人に耕作をしていただいております。

譲渡人は将来のことを考え、所有する全ての農地を処分したいと考えており、過去に何件か3条申請がされており、許可を受け処分をしております。引き受けていただける方がいない土地については、国庫帰属制度を利用して管理料を支払って国に引き渡した土地もあるそうです。

本件農地の状況ですが、近くに住む方が耕作しておりますのできれいに管理されております。この農地を処分するに当たり、現在の耕作者にお願いしたところですが、引き受けていただけなかったということです。そこで、今回の申請地に隣接する農地を耕作している譲受人の さんに依頼したところ話がまとまり、今回の申請に至ったとのことでした。

このような状況であることから、今回の申請については許可相当と判断してまいりました。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○会長（小川達男君） ありがとうございます。

本件について、ご質疑、ご意見等がありましたらお聞かせください。

（「ありません」と言う人あり）

○会長（小川達男君） ないようですので、採決いたします。

8番の騎西地区について、原案のとおり許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（小川達男君） 挙手全員でありますので、許可とすることに決定をいたします。

次に、9番の騎西・田ヶ谷地区の案件について、事務局より説明をお願いします。

○事務局（渡辺昌也君） ご説明いたします。

位置図8ページをご覧ください。

本案件は、贈与による所有権移転で、必要添付書類が整えられております。

また、譲受人は後継者として農業経営を行いたいため、譲渡人は経営権を移譲したため、将来のために贈与したいための申請となっております。

なお、譲受人の農機具の保有状況や経営状況から判断し、取得後の耕作についても特に問題は無いと思われます。

以上です。

○会長（小川達男君） ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果お並びに補足説明をお願いします。

○11番（関 弘明君） 11番の関です。

5月19日月曜日に、推進委員の清水さんと増田さんの3人で現地確認を行ってまいりました。案内と聞き取りは、本申請の代理人であります さんに対応していただきました。

今回の申請は、父から子への農地の世帯内の生前贈与でございます。

申請地ですが、全ての農地を確認したところ、きれいに管理または耕作されておりました。

代理人によりますと、相続が発生してばたばたしないように、譲渡人が所有する全ての農地を今の段階で、同一世帯で現在耕作をしている子の さんに贈与しておくということでございました。

これらの状況であることから、今回に申請については許可相当と判断してまいりました。

ご審議のほどよろしく願いいたします。

○会長（小川達男君） ありがとうございます。

本件について、ご質疑、ご意見等がありましたらお聞かせください。

（「ありません」と言う人あり）

○会長（小川達男君） ないようですので、採決いたします。

9番の騎西・田ヶ谷地区の案件について、原案のとおり許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（小川達男君） 挙手全員でありますので、許可とすることに決定をいたします。

次に、10番の田ヶ谷地区の案件について、事務局より説明をお願いします。

○事務局（渡辺昌也君） ご説明いたします。

位置図9ページをご覧ください。

本案件は、売買による所有権移転で、必要添付書類が整えられております。

また、譲受人は経営規模拡大を図るため、譲渡人は経営規模縮小を図るための申請となっております。

なお、譲受人の農機具の保有状況や経営状況から判断し、取得後の耕作についても特に問

題ないと思われます。

以上です。

○会長（小川達男君） ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○11番（関 弘明君） 11番の関です。

5月19日月曜日に、推進委員の清水さんと増田さんの3人で現地確認を行ってまいりました。案内と聞き取りは、本申請の代理人であり譲受人の取締役である さんに対応していただきました。

本申請ですが、譲受人が法人であることから、農地所有適格法人の要件を満たしているか否か、また、譲受人の住所は ということ、取得後、譲受人が から耕作に来るのかどうか、重要な判断基準となります。

したがって、議案書が届いた時点で事務局に農地所有適格法人の要件を満たしているかを確認したところ、判断する書類が不足しており、現在、追加で必要書類の提出を求めている、現段階では判断できないという回答でありました。

したがって、このような前提の下で現地調査と聞き取りを行ったところでございます。

まず、現在の申請地の状況ですが、全部で25筆、1万5,439平方メートルありますが、このうち何筆かは管理された農地はありますが、ほとんどは草が生え、耕作放棄地に近い状況であります。以前は草丈が今より高く生い茂り、まさしく耕作放棄地の状態でありました。確認したところ、少し前に、今回の譲受人が草刈りをやったところですが、時間の経過とともに、また草が生えてしまったというようなことでした。

また、案内図を見ても分かるとおり、今回の申請地はある程度まとまっておりますが、何筆か歯抜け状態で、申請されていない土地もあります。これらの土地について確認したところ、売買の同意が得られないということではなく、相続登記が済んでいない土地や所有者の所在が現段階では不明であるなどの理由で、今回申請ができなかったそうです。これらの農地についても、今後、必要な手続きが完了次第、3条申請を追加で提出していきたいと考えております。

聞き取りを行う前に、 は、農地所有適格法人の要件を満たしている法人か否かが現状では確認できていないこと、そして、この要件を満たしていなければ今回の許可は難しいということを話した上で聞き取りを行いました。

仮に今回許可が得られた場合の営農計画を確認したところ、田んぼについては水稻、畑に

については麦を作付する予定とのことでした。

また、議案書に書かれているとおり、譲受人の 〇〇 の会社は 〇〇 であります。現在、加須市内に農地を所有しているかどうかを確認したところ、現在、加須市には農地を所有していないとの回答でした。今回の申請地を手始めに、今後増やしていきたいと考えているそうです。実際のところ、現在、今回の申請地の近くの農地を購入すべく、それぞれの地主さんと交渉中であるとも言っておりました。

許可になった場合、〇〇 から今回の申請地までの農機具の運搬はどうするのかを確認したところ、現状は農機具を運搬する車両を保有していないため、レンタルで対応するとのことでした。そして加須市内で耕作規模が拡大できたら、今後、農業用倉庫を建築し、農機具を保管していきたいとのことでした。

譲受人の経営状況を確認したところ、〇〇 市にも農地を所有しており、耕作放棄地を買い取り、整備した上で作付をしているとのことでした。加須市においても耕作地を増やしていきたいという考えがあるそうで、できれば耕作放棄地ではないほうがいいんですけども、耕作放棄地であっても、ある程度集積された農地であれば取得して、経営耕地面積を増やしていきたいとも言っておりました。

現地の状況と聞き取り結果については以上でございます。

総会が始まる前に事務局に農地所有適格法人の要件を満たしているかどうかを確認したところ、事業要件、すなわち会社の売上げの半分以上は農業による収入であること、そのほか役員要件や農業従事日数等が関係書類で確認できたため、農地所有適格法人の要件を満たしているという回答をいただきました。

したがいまして、本件の3条許可申請は許可相当と判断します。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

以上です。

○会長（小川達男君） ありがとうございます。

本件について、ご質疑、ご意見等がありましたらお聞かせください。

どうぞ。

○5番（嶋村 淨君） 〇〇 地区は、過去に 〇〇 ですか、三重県の会社が大きく耕作しているとありましたけれども、この 〇〇 というのは 〇〇 ではやっていないんですか、太田のほうでやっているのかな。

○事務局（渡辺昌也君） 事務局です。

代理人のほうに耕作の状況を確認したところ、のほうで2拠点ございまして、1か所、というところで6月4日以降に麦と米を作付予定ということで伺っております。

また、というところで梅を、令和7年度の秋ないしは翌春頃に苗木を植樹予定ということでお伺いしております。

○事務局（前島勝己君） すみません、補足説明です。

に土地を持っているということで、耕作要件も関係しますので、には大体ここから1時間半ぐらいでかかりますが、状況を確認してきました。耕作物が梅ということですが、現地は耕作放棄地にはなっておりませんでした、少し草が生えているようなところもありました。草刈りをしている方がいらっしゃったので、伺ったらの関係者だということでした。これから体制を整えて、耕作をするとの説明でした。

去年は、その梅を作る農地でイノシシの被害に遭い、農業収入が少ない状況となっております。会社としては、まだ3年目ぐらいの会社で、には農地を1haから2haぐらい持っておりまして、購入をしており自社の土地となっております。また、聞いたお話ですが市や市でも農地を購入されているようで、埼玉県に参入してきた会社でございます。

いろいろと調べさせていただいて、担当者が電話でのやり取りを何回も行いました。その中身については、特段問題がない状況でした。適格法人の条件も整っており、耕作要件については、国の通達では、保全管理されていてこれから耕作を行う状況であれば要件は満たされているということになっております。去年は耕作してあったということで写真等も頂いておりますので、事務局としては、農地を購入する要件は満たされていると判断しております。

○5番（嶋村 淨君） 分かりました。どうもすみません。

○会長（小川達男君） ほかにありますか。

（「ありません」と言う人あり）

○会長（小川達男君） 本件について、ご質疑、ご意見はないようですので、採決をいたします。

10番の田ヶ谷地区について、原案のとおり許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（小川達男君） 挙手全員でありますので、許可とすることに決定をいたします。

次に、11番の田ヶ谷地区の案件について、事務局より説明をお願いします。

○事務局（渡辺昌也君） ご説明いたします。

位置図 10 ページ、11 ページをご覧ください。

本案件は、売買による所有権移転で、必要添付書類が整えられています。

また、譲受人は経営規模拡大のため、譲渡人は経営規模縮小のための申請となっております。

なお、譲受人の農機具の保有状況や経営状況から判断し、取得後の耕作についても特に問題ないと思われます。

以上です。

○会長（小川達男君） ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○11 番（関 弘明君） 11 番の関です。

5 月 19 日月曜日に推進委員の清水さんと増田さんの 3 人で現地確認を行ってまいりました。案内と聞き取りは、本申請の譲受人の さんに対応していただきました。

現地の状況ですが、全ての農地を確認しましたが、きれいに管理及び耕作されておりました。

譲渡人の さんは、本件農地を相続で取得したところですが、住所は ということので耕作が困難なため、申請地の近くに住む方に耕作をお願いしていたところでございます。

譲渡人は自分で耕作ができないため、以前から農地の処分を考えていたそうです。こうした中で、譲渡人の娘さんが に所有している農地を今回の譲受人の に貸し付けている関係もあり、売買について話を進めたところ、所有する全ての農地を売却することで話がまとまり、今回の申請に至ったとのことでした。

譲受人の は、 に住所を有する農地所有適格法人であり、地元はもとより や私の家の近くである加須市の農地を中間管理事業を活用し、幅広く事業展開をしております。

このような状況であることから、今回の申請については許可相当と判断してまいりました。ご審議のほどよろしくをお願いします。

○会長（小川達男君） ありがとうございます。

本件について、ご質疑、ご意見等がありましたらお聞かせください。

（「ありません」と言う人あり）

○会長（小川達男君） ないようですので、採決いたします。

11 番の田ヶ谷地区について、原案のとおり許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

○会長（小川達男君） 挙手全員でありますので、許可とすることに決定をいたします。

次に、12番の高柳地区の案件について、事務局より説明をお願いします。

○事務局（渡辺昌也君） ご説明いたします。

位置図12ページをご覧ください。

本案件は、売買による所有権移転で、必要添付書類が整えられております。

また、譲受人は隣接の農地と一体で耕作できるため、譲渡人は高齢で農作業ができないための申請となっております。

なお、譲受人の農機具の保有状況や耕作状況から判断し、取得後の耕作についても問題ないと思われます。

以上です。

○会長（小川達男君） ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○5番（嶋村 淨君） 5番、嶋村です。

5月19日に推進委員の金子さんと現地確認をし、譲受人の さん宅にお邪魔してお話を伺いました。

現地は道路の延伸工事をやっておりまして、この周りはただいま休耕中です。それで、譲渡人の さんの土地が位置図の と表示がありますが、そこが該当の畑です。ここにも道路がかかっちゃいますので、この三角が残っちゃうんですね。それなもので、その下の土地が さんの土地ですから、 さんのほうで引き取ってくださいという形で話がつきまして、今回の申請になったということです。

何ら問題なく判断いたしました。よろしくお願いいたします。

○会長（小川達男君） ありがとうございます。

本件について、ご質疑、ご意見等がありましたらお聞かせください。

(「ありません」と言う人あり)

○会長（小川達男君） ないようですので、採決いたします。

12番の高柳地区について、原案のとおり許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

○会長（小川達男君） 挙手全員でありますので、許可とすることに決定をいたします。

次に、13番の豊野地区の案件について、事務局より説明をお願いします。

○事務局（渡辺昌也君） ご説明いたします。

位置図13ページをご覧ください。

本案件は売買による所有権移転で、必要添付書類が整えられています。

また、譲受人は農業経営の拡大のため、譲渡人は農業経営の縮小のための申請となっております。

なお、譲受人の農機具の保有状況や耕作状況から判断し、取得後の耕作についても特に問題はないと思われます。

以上です。

○会長（小川達男君） ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○6番（金子勇一君） 6番、金子です。

5月19日に地区担当委員の坂田さんとともに、譲受人の さんから聞き取り調査、現地調査を実施いたしました。現地は田植えが済んだばかりのきれいな農地でした。

さんによりますと、この農地は十数年前から譲渡人より依頼され耕作していました。このたび譲渡人は転居することになりまして、将来のことを考えて譲渡したいとの申出があり、話し合う中で合意が得られたので今回の申請となりましたとのことでした。また、これからは稲作を続けていくと話しておりました。

このようなことから、農地法の許可基準を満たしていると思われますので、許可相当と判断したところです。ご審議のほどよろしく願いいたします。

○会長（小川達男君） ありがとうございます。

本件について、ご質疑、ご意見等がありましたらお聞かせください。

（「ありません」と言う人あり）

○会長（小川達男君） ないようですので、採決いたします。

13番の豊野地区について、原案のとおり許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（小川達男君） 挙手全員でありますので、許可とすることに決定をいたします。

————— ◇ —————

◎議案第2号の上程、説明、質疑、採決

○会長（小川達男君） 次に、議案第2号「農地法第4条第1項の規定による許可申請について」の3件を議題といたします。

初めに、1番の水深地区の案件について、事務局より説明をお願いします。

○事務局（渡辺昌也君） ご説明いたします。

位置図14ページ及び平面図4-1をご覧ください。

本案件は、太陽光発電施設を設置するため許可を取得するもので、必要添付書類が整えられております。

また、現地調査を行った結果、第2種農地と判断され、既存の太陽光発電施設に隣接しておりますが、申請者の履歴事項全部証明書（会社謄本）を確認したところ、会社の定款にない事業であることを確認しており、埼玉県に確認したところ、農地法第4条第6項第3号により、その事業を確実にやることを担保する信用があることに当てはまらない。また、同条同項第同号により、当該申請に係る用途に供することが確実に認められないと回答をいただいております。

以上でございます。

○会長（小川達男君） ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○9番（小山治延君） 9番、小山です。

5月19日、増川推進委員と現地調査及び聞き取りに行ってきました。現地は少し草がありましたが、管理されていました。

申請地の周りは既に太陽光発電パネルが設置され、今回申請地に太陽光発電を建てる予定です。先ほど事務局の説明がありましたが、申請者は さんです。

難しいところはありますが、ご審議のほどよろしくお願いします。

○事務局（前島勝己君） 事務局から、補足説明です。

この土地に関しては、昨年3条で取得したばかりということで、3年3作、3年はちゃんと提出された計画書に基づいて耕作を行ってくださいというのが、一つ、大前提であります。ただ、それは法律ではありませんので、正当な理由があれば変更はできます。

申請では、太陽光施設となっており、申請者の説明だと、下で営農を行うため農業用施設との説明でしたが、仮に農業用施設だとすると、例えばハウスを建てて、その上に太陽光を設

置るとか、横に設置するものが農業用施設の太陽光となります。また、の会社の定款に太陽光の事業名も掲載されておりませんので、事務局としては、この内容の申請での許可は難しいと判断し取下げの依頼をしたのですが、取下げに至らず、今回の審査となりました。

以上です。

○会長（小川達男君） ありがとうございました。

本件について、ご質疑、ご意見等がありましたらお聞かせください。

どうぞ。

○11番（関 弘明君） 11番の関です。

今の説明いただきましたのですが、3条の耕作目的で取得して、1年を経過して転用ということですね。確かに農地法上、3年3作というのは特にうたわれていないので、どこまで拘束力があるかということと非常に難しいところはあるのですが、今後、この3条で申請が出たときに、こういうことが今後も考えられるというような懸念があるので、その辺は十分に配慮した上で、仮に許可を出すとしても、その辺は配慮しなくちゃいけないのかなというふうに思います。

それから、これは申請の事由というところに「長い間、所有者が高齢のため放置されていた土地の有効活用」というふうに書かれていますけれども、これは多分、元の所有者が高齢で耕作をしていなかったというような意味合いだと思うのですが、この辺も申請の段階で、違うんじゃないですかという形で、多分これは申請書に書かれている内容だと思うのですが、指摘をして、その理由のほうもしっかりと書いていただいて、何で今回転用するのか、その辺は申請上もしっかりと書き入れていただくべきではないかなというふうに考えます。

○会長（小川達男君） ほかにありますか。

どうぞ。

○1番（高橋雅一君） 1番、高橋です。

現状は、周りはみんな太陽光になっていて、そこだけ何も作っていない農地という感じなんでしょうか。

○事務局（渡辺昌也君） 事務局です。

この周りの大部分は、もう太陽光ができている場所なんですけれども、一部、若干農地として残っているところはあるような状況の場所でございます。

以上です。

○会長（小川達男君） いいでしょうか。

（「ありません」と言う人あり）

○会長（小川達男君） 意見はないようですので、採決いたします。

1 番の水深地区について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手なし）

○会長（小川達男君） 挙手なしでありますので、不許可相当とすることに決定をいたします。

次に、2 番の水深地区の案件について、事務局より説明をお願いします。

○事務局（渡辺昌也君） ご説明いたします。

位置図 1 5 ページ及び平面図 4－2 をご覧ください。

本案件は、道路後退用地とするため許可を取得するもので、必要添付書類が整えられています。

また、現地調査を行った結果、第 2 種農地と判断され、集会所の建設に伴い、開発行為の許可条件である市道の幅 4 メーターを確保するため許可を取得するもので、やむを得ないものと思われます。

以上です。

○会長（小川達男君） ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○9 番（小山治延君） 9 番、小山です。

5 月 1 9 日、増川推進委員と現地調査及び聞き取りに行ってきました。現地はきれいに管理されていました。

申請地の持ち主にお聞きしました。 さんです。現在、 地区は集会所がないため、数年前から集会所を建てる計画があり、今の道は 2 メートル 6 0 センチで、道を 4 メートルにしないと建てられないと聞きました。それで今回の申請になりました。

ご審議のほどよろしくお願いします。

○会長（小川達男君） ありがとうございます。

本件について、ご質疑、ご意見等がありましたらお聞かせください。ないですか。

（「ありません」と言う人あり）

○会長（小川達男君） ないようですので、採決いたします。

2 番の水深地区について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

ます。

(挙手全員)

○会長（小川達男君） 挙手全員でありますので、許可相当とすることに決定をいたします。

○局長（野崎修司君） 審議の途中でございますけれども、ここで休憩を取りたいと思います。
再開は3時10分といたします。

休憩 午後 3時00分

再開 午後 3時10分



◎開議の宣告

○局長（野崎修司君） それでは、会議を再開いたします。



○会長（小川達男君） それでは、始めたいと思います。

3番の豊野地区の案件について、事務局より説明をお願いします。

○事務局（渡辺昌也君） ご説明いたします。

位置図16ページ及び平面図4-3をご覧ください。

本案件は、個人墓地とするため許可を取得するもので、必要添付書類が整えられております。

また、現地調査を行った結果、第1種農地と判断されますが、農地法施行規則の第1種農地の不許可の例外に該当し、申請者が所有する個人墓地について、埼玉県が施行する1級河川中川の河川改修工事の起業地となり、売却に伴う移転のため計画するもので、やむを得ないものと思われます。

以上です。

○会長（小川達男君） ただいま事務局より説明がありましたが、担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○6番（金子勇一君） 6番、金子です。

5月19日に、地区担当推進委員の坂田さんとともに、譲受人代理の さんから聞き取り調査、現地調査を実施いたしました。現地は河川改修により分断されて残った農地で、耕作されていないが、きれいに管理されておりました。

さんによりますと、現在の墓地用地が河川改修により用地買収されたため、新たに墓地用地が必要なことから今回の申請になったとのことでした。

なお、今回の転用は、この農地のうち墓地用地分のみが対象となっております。

このようなことから、農地法の許可基準を満たしていると思われますので、許可相当と判断したところです。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○会長（小川達男君） ありがとうございました。

本件について、ご質疑、ご意見等がありましたらお聞かせください。

どうぞ。

○11番（関 弘明君） 11番の関です。

中川の河川工事によって、既存の個人墓地が用地になるための代替えとして個人墓地を新設するという申請だと思うのですが、公共工事においてということで、その代替えなので、農地法上の必要性というのは十分考えられると思います。

私の知っている範囲では、個人墓地というのは許可にならないというふうに聞いておったのですが、いわゆる公営墓地とか神社、お寺の墓地とか、そういったものは当然あるのですが、個人墓地というのは墓地埋葬法上、公共移転の代替えということで特例で認められているものなのか、もちろん他法令の許可ということで、墓地埋葬法の許可が得られる見込みがあるのかということも含めて確認をさせてください。

○事務局（渡辺昌也君） 事務局です。

ただいまの質問でございますが、不許可の例外としまして、申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上必要な施設で集落に接続して設置するものに該当するものであります。その中で、また、市の環境政策課のほうに墓地等の経営許可申請の提出の許可がありまして、そちらも許可見込みということもありますので、今回は特例という形で申請を受け付けているものでございます。

以上です。

○11番（関 弘明君） 分かりました。

○会長（小川達男君） ほかにありますか。

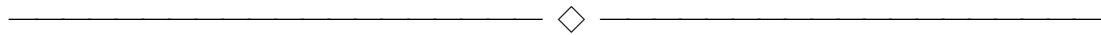
(「ありません」と言う人あり)

○会長(小川達男君) ご質疑、ご意見はないようですので、採決いたします。

3番の豊野地区について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

○会長(小川達男君) 挙手全員でありますので、許可相当とすることに決定をいたします。



◎議案第3号の上程、説明、質疑、採決

○会長(小川達男君) 次に、議案第3号「農地法第5条の規定による許可後の計画変更申請について」の1件を議題といたします。

1番の原道地区の案件について、事務局より説明をお願いします。

○事務局(渡辺昌也君) ご説明いたします。

位置図17ページ及び現況・計画断面図5-1をご覧ください。

本案件は、譲受人が売買により土地を取得し、車両置場とするもので、必要添付書類が整えられております。

また、現地調査を行った結果、第2種農地と判断され、令和6年3月5日に車両置場として許可を取得した案件となりますが、許可時の事業計画より、申請地は予想以上にぬかるんでおり、盛土工事を実施するため計画を変更するもので、一般基準及び立地基準上、やむを得ないものと思われます。

以上です。

○会長(小川達男君) ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○3番(瀬下京子君) 3番、瀬下です。

先ほど事務局のほうからお話がありまして、この案件に関しましては、令和6年2月の総会で許可が下りた議案であります。代理人であります さんに連絡を何度も入れてはありましたが、なかなか連絡が取れませんでした。事務局のほうにもご連絡をし、やっと連絡が取れたのが21日という状況でした。

さんとお話をしまして、日数もなく、ちょっと推進委員の田村さんと、あと私、3人

の日程がなかなか合わないため、今回は電話での対応となりました。

5月22日に田村推進委員と現地調査を行いました。現地は草が大分生えておりまして、管理はされていない状態です。一度、去年の夏頃ですか、草刈りをしたところを見たのですが、なかなかその後工事が入らないということで、ちょっと不思議には思っていたのですが、現地調査を行って、元々水田でしたので、道路よりも大分低いという状態があります。

許可申請のときの計画では、砂利を入れるという予定でしたけれども、予想以上にぬかるんでいるため車両が入れられないと判断されまして、今回の申請になったということです。

去年の2月ですので、今回の申請になるための時間が結構かかっているのではないですかということでお話をしたんですけれども、盛土の手続などの書類の不備があったり、盛土してくれる会社がなかなか見つからなかったということで時間がかかりましたというお話でした。

電話での対応でしたけれども、やむを得ないと判断しました。ご審議のほどよろしく願いいたします。

以上です。

○会長（小川達男君） ありがとうございます。

本件について、ご質疑、ご意見等がありましたらお聞かせください。

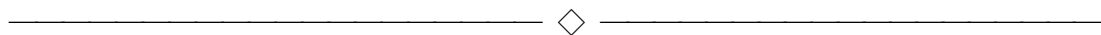
（「ありません」と言う人あり）

○会長（小川達男君） ご質疑、ご意見はないようですので、採決いたします。

1番の原道地区について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手を願います。

（挙手全員）

○会長（小川達男君） 挙手全員でありますので、許可相当とすることに決定をいたします。



◎議案第4号の上程、説明、質疑、採決

○会長（小川達男君） 次に、議案第4号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」の10件を議題といたします。

初めに、1番の大桑地区の案件について、事務局より説明をお願いします。

○事務局（渡辺昌也君） ご説明いたします。

位置図 1 8 ページ及び平面図 5 - 1 をご覧ください。

本案件は、譲受人が売買により土地を取得し、資材置場とするもので、必要添付書類が整えられております。

また、現地調査を行った結果、第 2 種農地と判断され、譲受人は建設業を営んでおり、現在の規模では手狭になっていたため取得するもので、一般基準及び立地基準上、やむを得ないものと思われます。

以上です。

○会長（小川達男君） ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○2 番（久保文夫君） 2 番、久保です。

5 月 2 0 日、推進委員の梅田さんと野本さん及び代理人 さんと譲受人、 の奥さん並びに譲渡人、 さんの 6 人で現地調査並びに聞き取り調査を行いました。

申請地は の西方で、既存集落の周辺に新興住宅が隣接する一角にあり、5 1 6 平米の田で、遊休農地が点在しております。

譲受人で の建設業、 が、資材置場の拡張を目的として整備するものであります。

譲渡人、 さんは、管理ができないために手放すとのことでした。

これらのことで、周辺の遊休農地が少なくなり、良好な環境が持続されるものと思われます。

本件の申請につきましては、申請書面及び聞き取り調査から許可相当と判断してまいりました。ご審議のほどよろしくお願ひしたいと思ひます。

○会長（小川達男君） ありがとうございます。

本件について、ご質疑、ご意見等がありましたらお聞かせください。

（「ありません」と言う人あり）

○会長（小川達男君） ご質疑、ご意見はないようですので、採決いたします。

1 番の大桑地区について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（小川達男君） 挙手全員でありますので、許可相当とすることに決定をいたします。

次に、2 番の大桑地区の案件について、事務局より説明をお願いします。

○事務局（渡辺昌也君） ご説明いたします。

位置図 19 ページ及び土地利用計画図兼給排水計画図 5-2 をご覧ください。

本案件は、譲受人が売買により土地を取得し、建築条件付売買予定地（1 区画）とするもので、必要添付書類が整えられております。

また、現地調査を行った結果、第 2 種農地と判断され、開発行為に関して市担当課に確認したところ、許可の見込まれるものとのことであり、一般基準及び立地基準上、やむを得ないものと思われます。

以上です。

○会長（小川達男君） ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○2 番（久保文夫君） 2 番、久保です。

5 月 20 日、推進委員の梅田さんと野本さん及び 代理人と譲渡人、 さんの 5 人で現地調査並びに聞き取り調査を行いました。

申請地は、高速道路と県道加須幸手線が交わる北側で、周辺は新興住宅が広がり、遊休農地が点在しております。

譲受人の が 1 区画を整備するもので、譲渡人は、この農地を管理できないため手放すとのことです。

これらのことで、周辺の遊休農地が少なくなり、良好な環境が持続されるものと思われます。

本件の申請につきましては、申請書面及び聞き取り調査から許可相当と判断してまいりました。ご審議のほどよろしく願いいたしたいと思います。

○会長（小川達男君） ありがとうございます。

本件について、ご質疑、ご意見等がありましたらお聞かせください。ないですね。

（「ありません」と言う人あり）

○会長（小川達男君） ご質疑、ご意見はないようですので、採決いたします。

2 番の大桑地区について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（小川達男君） 挙手全員でありますので、許可相当とすることに決定をいたします。

次に、3 番の大桑地区の案件について、事務局より説明をお願いします。

○事務局（渡辺昌也君） ご説明いたします。

位置図20ページ及び配置図の5-3をご覧ください。

本案件は、譲受人が賃貸借権（15年）により土地を借り受け、資材置場及び駐車場とするもので、必要添付書類が整えられております。

また、現地調査を行った結果、第3種農地と判断され、現状、工事現場に向かう際に交通の不便さが影響し、到着に時間がかかり、事業者に迷惑を与えているため計画したものであり、一般基準及び立地基準上、やむを得ないものと思われます。

以上です。

○会長（小川達男君） ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○2番（久保文夫君） 2番、久保です。

5月20日、推進委員の梅田さんと野本さん及び代理人 さんと譲受人、 の代表、さんの5人で現地調査及び聞き取り調査を行いました。

申請地は、 に隣接する箇所、周辺は耕作している農地が多いですが、遊休農地も点在しております。

譲受人の が、資材置場及び駐車場として整備するものであります。

譲渡人の さんは、管理ができないために手放すとのこと。昔、この地の母屋に住んでいたとのことでありました。

これらのことで、周辺の農地に影響はなく、良好な環境が持続されるものと思われます。

本件の申請につきましては、申請書面及び聞き取り調査から許可相当と判断してまいりました。ご審議のほどよろしくお願いしたいと思います。

○会長（小川達男君） ありがとうございます。

本件について、ご質疑、ご意見等がありましたらお聞かせください。

（「ありません」と言う人あり）

○会長（小川達男君） ないようですので、採決いたします。

3番の大桑地区について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（小川達男君） 挙手全員でありますので、許可相当とすることに決定をいたします。

次に、4番の水深地区の案件について、事務局より説明をお願いします。

○事務局（渡辺昌也君） ご説明いたします。

位置図 2 1 ページ及び土地利用計画図兼給排水計画図の 5 - 4 をご覧ください。

本案件は、譲受人が売買により土地を取得し、建築条件付売買予定地（3 区画）及び道路後退用地とするもので、必要添付書類が整えられております。

また、現地調査を行った結果、第 2 種農地と判断され、開発行為に関して市担当課に確認したところ、許可の見込まれるものとのことであり、一般基準及び立地基準上、やむを得ないものと思われます。

以上です。

○会長（小川達男君） ただいま事務局より説明がありましたが、担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○9 番（小山治延君） 9 番、小山です。

5 月 1 9 日、増川推進委員と現地調査及び聞き取りに行ってきました。現地はきれいに管理されていました。

代理人の さんにお聞きしたところ、譲渡人の さんは に住んでいて土地の管理が難しく、申請地の近くに親族がいて、その方が管理されていましたが、高齢のためできなくなり、土地の売買の話があり、今回の申請になりました。

許可相当と判断してまいりました。ご審議のほどよろしくをお願いします。

○会長（小川達男君） ありがとうございます。

本件について、ご質疑、ご意見等がありましたらお聞かせください。

（「ありません」と言う人あり）

○会長（小川達男君） ご質疑、ご意見はないようですので、採決いたします。

4 番の水深地区について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（小川達男君） 挙手全員でありますので、許可相当とすることに決定をいたします。

次に、6 番の水深地区の案件について、事務局より説明をお願いします。

○事務局（渡辺昌也君） ご説明いたします。

位置図 2 3 ページ及び配置図の 5 - 6 をご覧ください。

本案件は、譲受人が使用貸借権（1 0 年）により土地を借り受け、農業用施設を建築するもので、必要添付書類が整えられております。

また、現地調査を行った結果、農用地と判断されますが、農業振興地域の整備に関する法

律の規定に基づき、農業用施設として用途区分の変更（軽微変更）がされており、今後においても農業用施設として使用していくことから、やむを得ないものと思われます。

以上です。

○会長（小川達男君） ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○9番（小山治延君） 9番、小山です。

5月19日、増川推進委員と現地調査及び聞き取りに行ってきました。現地はきれいに管理されていました。

譲渡人の さんは、譲受人の の代表です。 さんにお聞きしたところ、申請地のすぐ左横が事務所と直売所で、今は自宅に農機具があり、自宅から事務所まで少し距離があり、仕事の効率化を図るため、農具用車庫を建てる予定です。

ご審議のほどよろしくをお願いします。

○会長（小川達男君） ありがとうございます。

本件について、ご質疑、ご意見等がありましたらお聞かせください。

（「ありません」と言う人あり）

○会長（小川達男君） ご質疑、ご意見はないようですので、採決いたします。

6番の水深地区について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（小川達男君） 挙手全員でありますので、許可相当とすることに決定をいたします。

次に、7番の三俣地区の案件について、事務局より説明をお願いします。

○事務局（渡辺昌也君） ご説明いたします。

位置図24ページ及び土地利用計画図、給排水計画図、造成計画平面図の5－7をご覧ください。

本案件は、譲受人が売買により土地を取得し、建売住宅（2棟）を建築するもので、必要添付書類が整えられております。

また、現地調査を行った結果、第2種農地と判断され、開発行為に関して市担当課に確認したところ、許可の見込まれるものとのことであり、一般基準及び立地基準上、やむを得ないものと思われます。

以上です。

○会長（小川達男君） ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○7番（小川達夫君） 7番、小川です。

5月17日に田村推進委員さんと現地を確認した後、さん宅を訪問して事情確認をいたしました。

まず、現地は地目が畑でありますけれども、今はきれいに樹木が刈られておりました。以前、調査のときには放置農地状態で草木が生い茂った畑でございましたので、今回の案件に伴い整備したというふうに感じてまいりました。

まず、さんですけれども、こちらの土地を相続で頂戴した後、ご本人はのところ
に住宅を構え、一切この農地には関与しておらなかったということです。長年放置していた農地をどうしようかと考えた末に、家が建つなら、そういう業者に売ろうということでお話を申し上げましたところ、さんがこの話に乗ってきたということで、渡りに船ということで大変感謝しておりました。

さんのほうに確認したところ、代理人であるさんとお話ししまして、こちらに畑という好立地で、また周りが住宅地となっておりますので、建売住宅を2棟建てて販売するということで確認を取ってまいりました。

何ら問題なしと思料いたしますので、ご審議よろしくお願い申し上げます。

○会長（小川達男君） ありがとうございます。

本件について、ご質疑、ご意見等がありましたらお聞かせください。

（「ありません」と言う人あり）

○会長（小川達男君） ご質疑、ご意見はないようですので、採決いたします。

7番の三俣地区について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（小川達男君） 挙手全員でありますので、許可相当とすることに決定をいたします。

次に、8番の樋遣川地区の案件について、事務局より説明をお願いします。

○事務局（渡辺昌也君） ご説明いたします。

位置図25ページ、26ページ及び土地利用計画平面図5－8をご覧ください。

本案件は、譲受人が売買及び地上権（21年）により土地を取得及び借り受けし、太陽光発電施設用地とするもので、必要添付書類が整えられております。

また、現地調査を行った結果、第2種農地と判断され、既存の太陽光発電施設に近接していることから、一般基準及び立地基準上、やむを得ないものと思われます。

以上です。

○会長（小川達男君） ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○10番（須藤秀夫君） 10番、須藤秀夫です。

5月22日に地区担当委員の寺田薫さん、森博司さんの3人で現地調査を行ってまいりました。譲受人、 の代理人であります さんに現地対応をしていただきました。

譲受人、 は、日当たりがよく十分な敷地があり、管理用車両が通行可能な道路に接していることから計画したとのことでした。

現地を確認したところ、案件の土地全体が休耕し、耕作していない状態でした。特に位置図の果樹園の地図記号のところは大木が何本もあり、道路際まで竹林になっており、何十年も全く手が入っていないようでした。 さんに確認したところ、この雑木林の大木も切り開いてパネルを設置するとのことでした。

また、近隣の方には太陽光発電施設の設置について承諾は得ているとのことでした。

管理体制は、年二、三回の除草作業を行い、その他状況を見て随時行う。周囲はフェンスで囲い、事業名、連絡先を明示しておくとのことでした。

このようなことから、環境の改善につながり、耕作放棄地を未然に防ぐことになることから、やむを得ないのかなと思います。

本件申請は、状況を確認した結果、許可相当と判断をいたしました。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○会長（小川達男君） ありがとうございます。

本件につきまして、ご質疑、ご意見等がありましたらお聞かせください。

どうぞ。

○7番（小川達夫君） すみません、権利の欄で、所有権（売買）、それから地上権（21年）というふうにありますけれども、土地の売買で所有権を取得しておりますので、この地上権というのは何か特段の目的があるのかどうか、その辺お聞きいたします。

○事務局（渡辺昌也君） 事務局です。

今回の申請で、たくさんの筆があるんですけれども、全ての筆において所有権移転をするわけではなくて、その中で地上権設定というところの筆があるということで、2つ、2段で

記載しています。

以上です。

○7番（小川達夫君） 了解しました。

○会長（小川達男君） ほかにありますか。

（「ありません」と言う人あり）

○会長（小川達男君） 本件について、ご質疑、ご意見等はないようですので、採決いたします。

8番の樋遣川地区について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（小川達男君） 挙手全員でありますので、許可相当とすることに決定をいたします。

次に、9番の樋遣川地区の案件について、事務局より説明をお願いします。

○事務局（渡辺昌也君） ご説明いたします。

本案件は、譲受人が売買により土地を取得し、太陽光発電施設用地とするもので、必要添付書類が整えられております。

また、現地調査を行った結果、第2種農地と判断され、既存の太陽光発電施設に近接していることから、一般基準及び立地基準上、やむを得ないものと思われま

す。

○会長（小川達男君） ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○10番（須藤秀夫君） 10番、須藤秀夫です。

5月22日に、地区担当委員の寺田薫さん、森博司さんの3人で現地調査を行ってまいりました。同じく譲受人、 の代理人であります さんに現地対応をしていただきました。

現地を確認したところ、位置図を見ますと、おおむね一つの区画にまとまっているように見えますが、放置され、整備されておらず、耕作地も細切れになっているところが多く、大型機械の利用ができないような場所でした。また、高低差があり、水管理が大変なような条件下で農地を維持するのは難しいと思いました。

近隣の方には、太陽光発電施設の設置についての承諾は得ているとのこと

です。管理体制は、年二、三回の除草作業を行い、そのほか状況を見て随時行うということです。同じように周囲はフェンスで囲い、事業者名、連絡先を明示しておくとのこと

このようなことから、本件申請は、状況を確認した結果、許可相当と判断をいたしました。
ご審議のほどよろしく願いいたします。

○会長（小川達男君） ありがとうございます。

本件について、ご質疑、ご意見等がありましたらお聞かせください。

（「ありません」と言う人あり）

○会長（小川達男君） ご質疑、ご意見はないようですので、採決いたします。

9番の樋遣川地区について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（小川達男君） 挙手全員でありますので、許可相当とすることに決定をいたします。

次に、10番の大越地区の案件について、事務局より説明をお願いします。

○事務局（渡辺昌也君） ご説明いたします。

位置図29ページ及び設備配置図5-10をご覧ください。

本案件は、譲受人が売買により土地を取得し、太陽光発電施設とするもので、必要添付書類が整えられております。

また、現地調査を行った結果、第2種農地と判断され、既存の太陽光発電施設に隣接していることから、一般基準及び立地基準上、やむを得ないものと思われま

す。

○会長（小川達男君） ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○10番（須藤秀夫君） 10番、須藤秀夫です。

5月21日に、地区担当委員の腰塚明さんと2人で現地調査を行ってまいりました。譲受人の の代理人であります さんに現地対応をしていただきました。

現地の状況は、長年耕作されておらず耕作放棄地状態で、アシが生い茂っていました。すぐ北側が利根川の堤防になっており、周りは太陽光発電施設があちこちに設置してありました。案件の太陽光発電施設の設置による民家への影響はないと思います。

管理体制は、年二、三回の除草作業を行い、そのほか随時環境整備に当たり、周囲はフェンスで囲い、事業者名、連絡先を明示しておくとのことでした。

耕作放棄地解消にもつながることから、やむを得ないのかなと思います。

このようなことから、本件申請は、状況を確認した結果、許可相当と判断をいたしました。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○会長（小川達男君） ありがとうございます。

本件について、ご質疑、ご意見等がありましたらお聞かせください。

（「ありません」と言う人あり）

○会長（小川達男君） ご質疑、ご意見はないようですので、採決いたします。

10番の大越地区について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（小川達男君） 挙手全員でありますので、許可相当とすることに決定をいたします。

次に、11番の北川辺地区の案件について、事務局より説明をお願いします。

○事務局（渡辺昌也君） ご説明いたします。

位置図30ページ、土地利用計画図、配置図5-11をご覧ください。

本案件は、譲受人が使用貸借権（9ヶ月）により土地を借り受け、建築工事進入路（一時転用）とするもので、必要添付書類が整えられております。

また、現地調査を行った結果、第1種農地と判断されますが、農地法施行規則の第1種農地の不許可の例外に該当し、土地の形状が旗竿の敷地であるため、資材等の搬入路等を確保するため計画したものであり、一般基準及び立地基準上、やむを得ないものと思われれます。

以上です。

○会長（小川達男君） ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○1番（高橋雅一君） 1番、高橋です。

5月21日に、荒井推進委員さんと現場確認をし、さんに話を聞きました。現地圃場はきれいに管理されていました。

住宅の建て替えに伴い、資材や重機の進入路として今回の申請になったそうです。

9か月の一時転用ということで、この案件は問題なしと判断しました。皆様のご審議のほどよろしくお願いいたします。

○会長（小川達男君） ありがとうございます。

本件について、ご質疑、ご意見等がありましたらお聞かせください。

（「ありません」と言う人あり）

○会長（小川達男君） ご質疑、ご意見はないようですので、採決いたします。

11番の北川辺地区について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

○会長（小川達男君） 挙手全員でありますので、許可相当とすることに決定をいたします。



◎議案第5号の上程、説明、質疑、採決

○会長（小川達男君） 次に、議案第5号「令和7年（5月分）農用地利用集積等促進計画（案）について」を議題といたします。

それでは、事務局より説明をお願いします。

○事務局（渡辺昌也君） ご説明いたします。

別紙議案第5号をご参照ください。

令和7年（5月分）農用地利用集積等促進計画（案）につきまして、加須市より意見を求められております。

促進計画につきましては、借受けを希望した方に農地中間管理機構が借り受けた農地を配分したものです。それを受けて、希望者への農用地の貸付けが適当であるかのご審議をよろしく願いいたします。

以上です。

○会長（小川達男君） ただいま事務局より説明がありましたが、本件についてご質疑、ご意見等がありましたらお聞かせください。

(「ありません」と言う人あり)

○会長（小川達男君） ご質疑、ご意見はないようですので、採決いたします。

議案第5号「令和7年（5月分）農用地利用集積等促進計画（案）について」、原案のとおり承認することに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

○会長（小川達男君） 挙手全員でありますので、同意とすることに決定をいたします。



◎報告事項

○会長（小川達男君） 次に、報告事項について、事務局より説明をお願いします。

○事務局（渡辺昌也君） ご説明いたします。

加須市農業委員会議案書の14ページからをご参照ください。

報告第1号「農地法第3条の3第1項の規定による届出書について」でございますが、相続による届出について8件で、内容は資料のとおりです。

報告第2号、16ページをご参照ください。「農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出書について」でございますが、市街化区域の農地転用の届出について2件で、内容は資料のとおりです。

報告第3号、17ページをご参照ください。「農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出書について」でございますが、市街化区域の農地転用の届出について8件で、内容は資料のとおりです。

報告第4号、18ページからをご参照ください。「農地法第18条第6項の規定による通知書について」でございますが、農地貸借の合意解約による届出について36件で、内容は資料のとおりです。

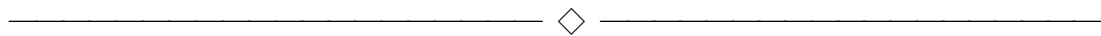
以上で報告を終わります。

○会長（小川達男君） ありがとうございます。

以上で、本日の総会に上程いたしました議案は全て終了いたしました。

これにて議長の任を降り、進行を司会へお戻しします。

○局長（野崎修司君） 小川会長、議事進行ありがとうございます。



◎閉会の宣告

○局長（野崎修司君） それでは、最後になりますが、松本職務代理に閉会のご挨拶をお願いいたします。

○職務代理（松本 昇君） 失礼します。

本日はお忙しい中、委員各位におかれましては、長時間にわたり慎重審議をいただき、ありがとうございました。

これをもちまして、令和7年第5回加須市農業委員会総会を閉会といたします。

閉会 午後 3時58分

会議の顛末を記載してその相違ないことを証するため、ここに署名します。

令和7年5月26日

会 長 小 川 達 男

署名委員 関 弘 明

署名委員 松 本 昇